

一宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和2年12月22日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市立小中学校の卒業証書において、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した当該公印の印影を打ち出すため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会公印規則(平成16年一宮市教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表26の項の次に次のように加える。

26 の 2	学校長之印	てん書	方 21	一宮市立 〇〇学校 長之印	総務課	学校長名で発する一 般公文書(電子計算 機)用
--------------	-------	-----	------	---------------------	-----	-------------------------------

別表27の項中「、褒賞及び卒業証書」を「及び褒賞」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会公印規則(平成16年一宮市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
別表(第3条—第5条関係) 【別記 参照】	別表(第3条—第5条関係) 【別記 参照】

【別記】

現行

公印 番号	公印名	書体	寸法(ミリメー トル)	ひな形	管守課等	用途
略						
26	学校長之印	てん書	方21	一宮市立 ○○学校 長之印	総務課	学校長名で発する一般公文書 用
27	学校長之印	てん書	方21	長○一 之○宮 印○市 校○立	総務課	表彰、褒賞及び卒業証書用
略						

改正案

公印 番号	公印名	書体	寸法(ミリメー トル)	ひな形	管守課等	用途
略						
26	学校長之印	てん書	方21	一宮市立 ○○学校 長之印	総務課	学校長名で発する一般公文書 用
26の 2	学校長之印	てん書	方21	一宮市立 ○○学校 長之印	総務課	学校長名で発する一般公文書 (電子計算機)用
27	学校長之印	てん書	方21	長○一 之○宮 印○市 校○立	総務課	表彰及び褒賞用
略						

一宮市立学校施設使用条例施行規則及び一宮市立小中学校体育施設の
開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一宮市立学校施設使用条例施行規則及び一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則
の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

遊び場開放の取り止め並びにスポーツ課の事務を教育文化部から経済部に移管すること
に伴い、関係規則の一部を改正するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市立学校施設使用条例施行規則及び一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

(一宮市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第1条 一宮市立学校施設使用条例施行規則(昭和56年一宮市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(様式第1)」を削る。

第3条中「(様式第2)」を削る。

第4条中「(様式第3)」を削る。

第13条中「(様式第4)」を削る。

第15条中「(様式第5)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(帳票の名称及び様式)

第16条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式については、教育長が別に定める。

- (1) 学校施設使用許可申請書
- (2) 学校施設使用許可書
- (3) 学校施設使用許可通知書
- (4) 学校施設使用料免除申請書
- (5) 学校施設目的外使用報告書

別表中

「

日曜日、休日、休業日	土曜日
日の出から日没まで	午後1時から日没まで
午前9時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで

」を

「

土曜日、日曜日、休日、休業日
日の出から日没まで
午前9時から午後9時まで

」に改める。

様式第1から様式第5までを削る。

(一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則の一部改正)

第2条 一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則(平成7年一宮市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに子供の安全な遊び場の確保」を削り、「への」の次に「スポーツ活動の場としての」を加え、「施設の開放」を「スポーツ開放」に改める。

第2条の見出しを「(スポーツ開放)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「施設の開放」を「スポーツ開放」に改め、同項を同条とする。

第4条第1項中「第8条第4項」を「第8条第2項」に改める。

第6条中「施設の開放」を「スポーツ開放」に、「管理責任者」を「教育委員会」に改める。

第8条の見出しを「(学校の体育施設の管理)」に改め、同条第1項中「施設の開放」を「スポーツ開放」に、「を行わせるため、管理責任者を置く」を「は、一宮市学校管理規則(昭和34年教育委員会規則第1号)第5章の規定にかかわらず、教育委員会が総括する」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項を同条第2項とし、同条第5項中「管理責任者」を「教育委員会」に、「施設の開放」を「スポーツ開放」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

第9条中「施設の開放中に」を「スポーツ開放において」に改め、「管理責任者を通じて」を削る。

第10条中「施設の開放」を「スポーツ開放」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成20年一宮市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第1項第1号」を「第1条」に改める。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の一宮市立学校施設使用条例施行規則の規定に基づき作成されている帳票は、同条の規定による改正後の一宮市立学校施設使用条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 4 改正後の規則の規定による使用許可に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(第1条関係) 一宮市立学校施設使用条例施行規則(昭和56年一宮市教育委員会規則第13号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎及びその他の付属設備(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別に定める場合を除き、学校施設使用許可申請書(様式第1)により当該学校長を経て、教育委員会に使用日前1か月以内5日前までに申請しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第3条 教育委員会は、条例第2条に規定する使用を許可したときは、学校施設使用許可書(様式第2)を交付する。</p> <p>(学校長への通知)</p> <p>第4条 教育委員会は、使用を許可したときは、学校施設使用許可通知書(様式第3)により、その旨を当該学校長に通知するものとする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第13条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用状況の報告)</p> <p>第15条 学校長は、前月における施設の使用状況を翌月5日までに学校施設目的外使用報告書(様式第5)により教育委員会に報告しなければならない。</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 一宮市立小学校及び中学校の校地、校舎及びその他の付属設備(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別に定める場合を除き、学校施設使用許可申請書_____により当該学校長を経て、教育委員会に使用日前1か月以内5日前までに申請しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(使用許可書の交付)</p> <p>第3条 教育委員会は、条例第2条に規定する使用を許可したときは、学校施設使用許可書_____を交付する。</p> <p>(学校長への通知)</p> <p>第4条 教育委員会は、使用を許可したときは、学校施設使用許可通知書_____により、その旨を当該学校長に通知するものとする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第13条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書_____を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用状況の報告)</p> <p>第15条 学校長は、前月における施設の使用状況を翌月5日までに学校施設目的外使用報告書_____により教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(帳票の名称及び様式)</p> <p>第16条 <u>この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式については、教育長が別に定める。</u></p> <p>(1) <u>学校施設使用許可申請書</u></p> <p>(2) <u>学校施設使用許可書</u></p> <p>(3) <u>学校施設使用許可通知書</u></p> <p>(4) <u>学校施設使用料免除申請書</u></p> <p>(5) <u>学校施設目的外使用報告書</u></p>
<p>別表(第8条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p> <p>様式第1(第2条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>別表(第8条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考 略</p>

様式第2(第3条関係)

(略)

様式第3(第4条関係)

(略)

様式第4(第13条関係)

(略)

様式第5(第15条関係)

(略)

【別記1】

現行

施設名	区分	<u>日曜日、休日、休業日</u>	<u>土曜日</u>	平日
運動場		日の出から日没まで	午後1時から日没まで	午後5時から日没まで
屋内運動場、武道場及び教室その他これに類する部屋		<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>午後1時から午後9時まで</u>	午後5時から午後9時まで

改正案

施設名	区分	<u>土曜日、日曜日、休日、休業日</u>	平日
運動場		日の出から日没まで	午後5時から日没まで
屋内運動場、武道場及び教室その他これに類する部屋		<u>午前9時から午後9時まで</u>	午後5時から午後9時まで

(第2条関係) 一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則(平成7年一宮市教育委員会規則第6号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)の規定による学校の施設の目的外使用のうち、一宮市内の地域スポーツの普及及び振興並びに子供の安全な遊び場の確保のために行う学校の体育施設(運動場、屋内運動場、武道場及びプールをいう。以下同じ。)の住民への_____開放(以下「施設の開放」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(施設の開放)</p> <p>第2条 施設の開放の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>スポーツ開放(学校の体育施設を住民のスポーツ活動の場として開放することをいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>遊び場開放(小学校の運動場を子供の遊び場として開放することという。)</u></p> <p>2 <u>施設の開放</u>を行う学校(以下「開放校」という。)の名称、体育施設の種別及び日時は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条第2項の規定により許可をしたときは、学校体育施設使用許可書を申請者に交付するとともに、学校体育施設使用許可通知書により学校長及び<u>第8条第4項</u>に規定する管理指導員に通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一宮市立学校施設使用条例施行規則の規定の準用)</p> <p>第6条 一宮市立学校施設使用条例施行規則(昭和56年一宮市教委規則第13号)第5条の2、第6条及び第9条から第12条までの規定は、この規則の規定による<u>施設の開放</u>に係る学校の体育施設の使用について準用する。この場合において、同規則第9条中「学校長」とあるのは、「<u>管理責任者及び管理指導員</u>」とする。</p> <p>(管理責任者等の設置)</p> <p>第8条 <u>施設の開放</u>に係る学校の体育施設の管理を行わせるため、管理責任者を置く_____。</p> <p>2 <u>管理責任者は、施設の開放に係る学校の体育施設の管理を統括するものとし、この限りにおいては、施設の開放を行う学校(以下「開放校」という。)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一宮市立学校施設使用条例(昭和56年一宮市条例第65号)の規定による学校の施設の目的外使用のうち、一宮市内の地域スポーツの普及及び振興_____のために行う学校の体育施設(運動場、屋内運動場、武道場及びプールをいう。以下同じ。)の住民への<u>スポーツ活動の場としての開放</u>(以下「<u>スポーツ開放</u>」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(スポーツ開放)</p> <p>第2条</p> <p><u>スポーツ開放</u>を行う学校(以下「開放校」という。)の名称、体育施設の種別及び日時は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 教育委員会は、前条第2項の規定により許可をしたときは、学校体育施設使用許可書を申請者に交付するとともに、学校体育施設使用許可通知書により学校長及び<u>第8条第2項</u>に規定する管理指導員に通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一宮市立学校施設使用条例施行規則の規定の準用)</p> <p>第6条 一宮市立学校施設使用条例施行規則(昭和56年一宮市教委規則第13号)第5条の2、第6条及び第9条から第12条までの規定は、この規則の規定による<u>スポーツ開放</u>に係る学校の体育施設の使用について準用する。この場合において、同規則第9条中「学校長」とあるのは、「<u>教育委員会及び管理指導員</u>」とする。</p> <p>(学校の体育施設の管理)</p> <p>第8条 <u>スポーツ開放</u>に係る学校の体育施設の管理は、<u>一宮市学校管理規則(昭和34年教育委員会規則第1号)第5章の規定にかかわらず、教育委員会が総括する。</u></p>

の学校長は、その管理上の責任を有しないものとする。

3 管理責任者は、教育委員会事務局職員のうちから教育長が指名する。

4 略

5 管理指導員は、管理責任者の命を受け、施設の開放に係る学校の体育施設の設備の管理並びに使用者の安全確保及び指導を行う。ただし、体育施設のうちプールについては、監視員がこれらの職務を行う。

6・7 略

(事故の報告)

第9条 管理指導員及び監視員は、施設の開放中に _____ 事故が発生したときは、直ちにその概要を管理責任者を通じて教育委員会に通報し、後日報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(運営協議会)

第10条 教育委員会は、施設の開放を円滑かつ効果的に行い、必要な事項を調査・検討するため必要があると認めるときは、一宮市立小中学校体育施設開放運営協議会を設置することができる。

2 略

3 管理指導員は、教育委員会の命を受け、スポーツ開放に係る学校の体育施設の設備の管理並びに使用者の安全確保及び指導を行う。ただし、体育施設のうちプールについては、監視員がこれらの職務を行う。

4・5 略

(事故の報告)

第9条 管理指導員及び監視員は、スポーツ開放において事故が発生したときは、直ちにその概要を _____ 教育委員会に通報し、後日報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(運営協議会)

第10条 教育委員会は、スポーツ開放を円滑かつ効果的に行い、必要な事項を調査・検討するため必要があると認めるときは、一宮市立小中学校体育施設開放運営協議会を設置することができる。

(付則第2項関係)一宮市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成20年一宮市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 次に掲げる事務については、これを処理する権限を副市長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則(平成7年一宮市教委規則第6号)第2条第1項第1号に規定するスポーツ開放に関する事務</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 次に掲げる事務については、これを処理する権限を副市長に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一宮市立小中学校体育施設の開放に関する規則(平成7年一宮市教委規則第6号)第1条_____に規定するスポーツ開放に関する事務</p>

学校施設開放について

別紙

改正前(現在)

(屋内運動場・武道場)				(運動場)				(その他・教室等)				
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	スポーツ施設 (ナイター利用)		午前	午後	夜間
月 金			学校施設使用条例施行規則 17:00~21:00 体育施設の開放に関する規則 18:00~21:00	月 金			学校施設 使用条例 施行規則 17:00~日没	スポーツ施設と しての利用	月 金			学校施設使用条例施行規則 17:00~21:00
土	学校週5日制 施設開放 (小) 9:00~12:00	学校施設使用条例施行規則 13:00~21:00 体育施設の開放に関する規則 18:00~21:00		土	学校週5日制 施設開放 (小) 9:00~12:00	学校施設使用条例 施行規則 13:00~日没		利用時間と期 間は施設に よって異なる (一宮市スポ ーツ施設予約シ ステムを使用)	土			学校施設使用条例施行規則 13:00~21:00
日 祝 休 業 ・ 長	学校施設使用条例施行規則 9:00~21:00 体育施設の開放に関する規則 9:00~21:00			日 祝 休 業 ・ 長	学校施設使用条例施行規則 日の出~日没 体育施設の開放に関する規則 日の出~日没				日 祝 休 業 ・ 長	学校施設使用条例施行規則 9:00~21:00		
一宮市立学校施設使用条例第10条に基づく 学校施設使用条例施行規則(担当:総務課) 学校で管理				<ul style="list-style-type: none"> ・《目的》学校施設の目的外に使用に関して適切な運営を図ることを目的とする。 ・《対象》基本的にはスポーツ団体未登録の者が対象 ・《管理者》鍵の開け閉め等の管理は「学校」が行う。 ・《留意点》使用前1か月以内5日前までに申請が必要である。 ・照明設備を使用する場合は、使用料を徴収する。【詳細は学校配当予算執行事務要領に記載】 								
体育施設の開放に関する規則・スポーツ施設(担当:スポーツ課) 指導員:管理指導員				<ul style="list-style-type: none"> ・《目的》地域スポーツの普及・振興並びに子供の安全な遊び場を確保することを目的とする。 ・《対象》スポーツ課に登録している、市内在住あるいは在勤の10人以上のスポーツ団体が対象 ・《管理者》申込・鍵の開け閉め等の管理は「管理指導員」が行う。 ・《留意点》登録スポーツ団体が、学校に申し込みみえることがあるが、その場合は、管理指導員のところに行っていたく。 ・管理指導員には、事前に屋内運動場や運動場の利用できない日を連絡しておく必要がある。 ・照明設備を使用する場合は、使用料を管理指導員に納付する。 								
学校週5日制施設開放(小学校)(担当:青少年育成課) 指導員:週5日制学校開放指導員				<ul style="list-style-type: none"> ・《目的》児童生徒の安全な居場所作りを目的に設けられた。 ・《対象》乳幼児及び児童生徒とその保護者 ・《管理者》開放指導員の指導のもと実施する。 ・《留意点》学校行事を優先とする。「学校施設開放月報」提出時には学校が青少年育成課に届け出ている内容との差異がないか確認する。差異があった場合は青少年育成課に連絡ください。 ・野球やサッカーに貸し出す場合は、専有使用は認めず、他の児童生徒の使用する場合も確保する。 								



改正後(令和3年4月以降)

(屋内運動場・武道場)				(運動場)				(その他・教室等)				
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	スポーツ施設 (ナイター利用)		午前	午後	夜間
月 金			学校施設使用条例施行規則 17:00~21:00 体育施設の開放に関する規則 18:00~21:00	月 金			学校施設 使用条例 施行規則 17:00~日没	スポーツ施設と しての利用	月 金			学校施設使用条例施行規則 17:00~21:00
土	学校施設使用条例施行規則 9:00~21:00 体育施設の開放に関する規則 18:00~21:00			土	学校施設使用条例施行規則 日の出~日没			利用時間と期 間は施設に よって異なる (一宮市スポ ーツ施設予約シ ステムを使用)	土	学校施設使用条例施行規則 9:00~21:00		
日 祝 休 業 ・ 長	学校施設使用条例施行規則 9:00~21:00 体育施設の開放に関する規則 9:00~21:00			日 祝 休 業 ・ 長	学校施設使用条例施行規則 日の出~日没 体育施設の開放に関する規則 日の出~日没				日 祝 休 業 ・ 長	学校施設使用条例施行規則 9:00~21:00		
一宮市立学校施設使用条例第10条に基づく 学校施設使用条例施行規則(担当:総務課) 学校で管理				<ul style="list-style-type: none"> ・《目的》学校施設の目的外に使用に関して適切な運営を図ることを目的とする。 ・《対象》基本的にはスポーツ団体未登録の者が対象 ・《管理者》鍵の開け閉め等の管理は「学校」が行う。 ・《留意点》使用前1か月以内5日前までに申請が必要である。 ・照明設備を使用する場合は、使用料を徴収する。【詳細は学校配当予算執行事務要領に記載】 								
体育施設の開放に関する規則・スポーツ施設(担当:スポーツ課) 指導員:管理指導員				<ul style="list-style-type: none"> ・《目的》地域スポーツの普及・振興並びに子供の安全な遊び場を確保することを目的とする。 ・《対象》スポーツ課に登録している、市内在住あるいは在勤の10人以上のスポーツ団体が対象 ・《管理者》申込・鍵の開け閉め等の管理は「管理指導員」が行う。 ・《留意点》登録スポーツ団体が、学校に申し込みみえることがあるが、その場合は、管理指導員のところに行っていたく。 ・管理指導員には、事前に屋内運動場や運動場の利用できない日を連絡しておく必要がある。 ・照明設備を使用する場合は、使用料を管理指導員に納付する。 								

一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

愛知県教育委員会規則第八号 愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則に基づき、一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するため本案を提出します。

(案)

一宮市教委規則第 号

一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛知県条例第55号)第7条の規定に基づき、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する小中学校(以下「学校」という。)の教育職員(同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和42年愛知県条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第3(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(勤務時間条例第8条第3項に規定する日における正規の勤務時間(同条第2項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。)以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校の教育職員が児童、生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項については、教育委員会が定める。

付 則

(案)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年 月 日

一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第 号

一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛知県条例第55号)第7条の規定に基づき、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する小中学校(以下「学校」という。)の教育職員(同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和42年愛知県条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第3条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年文部科学省告示第1号)第3(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(勤務時間条例第8条第3項に規定する日における正規の勤務時間(同条例第2項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。)以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校の教育職員が児童、生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項については、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針

令和3年4月1日

一宮市教育委員会

第1 趣旨

教育職員の長時間労働を改善し、教育職員が誇りや情熱を失うことなく、意欲・やりがいが高く、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことは、教育職員が一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題である。

こうした状況の中、学校における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）が定められた。

これを受けて、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛知県条例第55号。以下「給特条例」という。）が一部改正され、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めるところにより行う旨が規定された。

一宮市教育委員会は、一宮市立小中学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間労働を改善するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年一宮市教育委員会規則第 号。以下「規則」という。）を制定するとともに、規則第3条に基づき、一宮市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定める。

第2 対象職員

本方針は、給特条例第2条に規定する教育職員のうち一宮市立小中学校に勤務するものを対象とする。

なお、給特条例の対象となっていない事務職員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定（いわゆる36協定）における時間外労働の限度時間が適用されるものである。

第3 在校等時間の上限

1 在校等時間とは、正規の勤務時間外において給特条例第6条第2項に定める超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（在宅勤務を含む。）している時間を基本とし、当該時間に校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加え、正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時

間及び休憩時間を除いた時間をいう。

- 2 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和42年愛知県条例第4号）第8条第3項に規定する日における正規の勤務時間（同条第2項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。）以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。
 - (1) 1箇月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 3 上記2にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童、生徒又は幼児に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。
 - (1) 1箇月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月
- 4 上記2及び3に掲げる時間及び月数については、各上限まで業務を行うことを推奨するものではない。

第4 在校等時間の把握

校長は、在校等時間について、在校時間等の状況記録により客観的に把握し、校外において職務に従事している時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測するとともに、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、行政文書としてその管理及び保存を適切に行う。

また、在校等時間を形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

なお、一宮市教育委員会は、月ごとに各学校の在校等時間を把握するものとする。

第5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

- 1 一宮市教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守する。
- 2 一宮市教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。

- (1) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に衛生管理医等による面接指導を実施する。
- (2) 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
- (3) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。
- (4) 年次休暇についてまとまった日数を連続して取得することを含めてその取得を促進する。
- (5) 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- (6) 必要に応じて、衛生管理医等による助言・指導を受け、又は教育職員に衛生管理医等による保健指導を受けさせる。

第6 事後的検証

一宮市教育委員会は、本方針を踏まえた一宮市立小中学校における取組の実施状況を把握する。また、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、一宮市立小中学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であるが、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

第7 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、一宮市教育委員会及び校長は、一宮市立小中学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていく。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和2年12月22日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
22	特定非営利活動 法人 日本冒険教育協 会 理事長 奥村 健介	2021 工作と科学 のわくわく体験	・小学生を対象とした竹パ チンコ作り、段ボール秘密 基地作り・巨大シャボン玉 作り実験等の野外体験活 動 ・参加者：小学生約40名	令和3年 2月27日(土) 10:00～15:00 雨天予備日 2月28日(日)	大野極楽寺 公園	有料 2500円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
20	家庭倫理の会一宮市 会長 小島 和代	子育てセミナー	「和やかな家庭づくり」をテーマとしたセミナー	令和3年 2月18日(木)	一宮市民会館	有料 500円	(6)
21	いちごーきつず 会長 山崎 沙弥香	いろどりマルシェ 別腹vol.2	母親の居場所となるマルシェを開催	令和3年 3月7日(日)	一宮市民会館及び大平島公園	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
27	一宮北部少年野球クラブ 会長 森田 悦弘 (もりた よしひろ)	第28回一宮北部少年野球大会	一宮北部少年野球クラブに加盟登録されたチームによるトーナメント戦。(Aの部、Bの部)	令和3年2月1日～2月28日 期間内土・日・祝日	一宮市大野極楽寺公園 野球場	1チーム 8,000円	(6)
28	公益社団法人一宮青年会議所 理事長 野田 敏弘 (のだ としひろ)	JCカップU-11少年少女サッカー大会 西尾張大会	西尾張6エリアによるサッカー大会	令和3年3月6日(土)	一宮市光明寺公園球技場	無料	(4)
29	東海シクロクロス実行委員会 委員長 山田 富美雄 (やまだ とみお)	東海シクロクロス年間シリーズ戦 (第6戦 大野極楽寺公園)	全国で数多く実施されているシクロクロス競技を、東海地区においてもシクロクロス愛好者の普及拡大と、より多くの全国レベルの競技者育成を目的に開催する。	令和3年1月31日(日)	大野極楽寺公園	小学生 1,500円 中学生以上 3,500円	(6)